

農業用危険物タンクについて

1. 届出の範囲

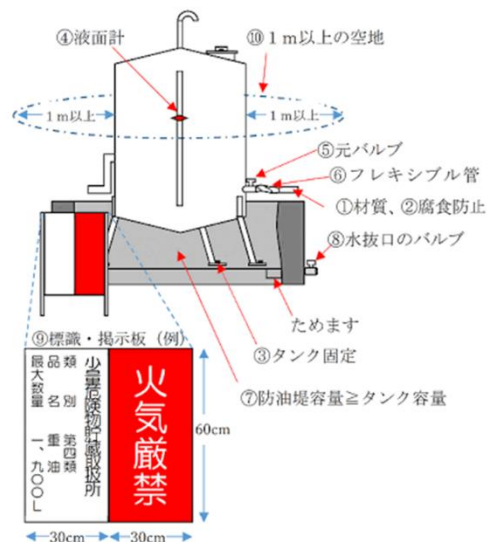
灯油・軽油で 200ℓ以上 1,000ℓ未満、重油で 400ℓ以上 2,000ℓ未満を貯蔵し又は取扱う場合は消防署へ届出が必要です。 変更又は廃止するときも同様です。

2. 必要な書類

- ①少量危険物・指定可燃物 貯蔵（取扱い）届出書
- ②案内図
- ③配置図（防油堤、消火器・標識・掲示板等図示）
- ④タンク図面
- ⑤タンク検査済証の写し 等

3. 主な設置基準

- ①タンクの固定：アンカーボルト又は支柱の埋め込み等で基礎に固定し、地震や台風で転倒しないようにする。
- ②. 防油堤：危険物が浸透しない構造とする。容量は、タンク容量の 100%以上とする。床面に適当な傾斜をつけ、溜めますを設ける。
- ③. 配管：鋼製その他の金属又は油脂に適応した樹脂配管とする。
(塩化ビニール管は認められません)
- ④. 標識・掲示板：「少量危険物貯蔵取扱所」、「危険物の類・品名・最大数量」の標識
(30 cm以上×60 cm以上)
「火気厳禁」の掲示板 (25 cm以上×50 cm以上)
- ⑤. 貯蔵タンクの近くで取り出しやすい場所に消火器を設置する。



問い合わせ先 湖西市消防本部 予防課危険物係 053-574-0212